

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第65号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県の責務)</p> <p>第2条 県は、法第30条の6第1項に規定する本人確認情報（以下「<u>本人確認情報</u>」という。）の提供及び利用を行うに当たっては、<u>本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第4条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による<u>法第30条の8</u>に規定する都道府県知事保存本人確認情報（法第7条第8号の2に規定する個人番号及び同条第13号に規定する住民票コードを除く。以下この条において「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の区域内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。</p> <p>(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第7条 知事が行う法第30条の15第2項の規定による<u>法第30条の8</u>に規定する都道府県知事保存本人確認情報（<u>法第7条第13号に規定する住民票コード</u>を除く。以下この条及び次条において「都道府県知事保存本人確認情報</p>	<p>(県の責務)</p> <p>第2条 県は、法第30条の6第1項に規定する本人確認情報及び法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報（以下「<u>本人確認情報等</u>」という。）の提供及び利用を行うに当たっては、<u>本人確認情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の本人確認情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第4条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による<u>法第30条の6第4項</u>に規定する都道府県知事保存本人確認情報（法第7条第8号の2に規定する個人番号及び同条第13号に規定する住民票コード（以下「<u>住民票コード</u>」という。）を除く。以下この条において「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の区域内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。</p> <p>(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第7条 知事が行う法第30条の15第2項の規定による<u>法第30条の6第4項</u>に規定する都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。以下この条及び次条において「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の知事</p>

」という。)の知事以外の執行機関への提供(同項第2号に掲げる場合における提供に限る。)は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

(提供及び利用の状況の公表)

第8条 知事は、毎年度、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報の提供及び利用の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(費用負担)

第9条 法第30条の32第2項の書面による本人確認情報の開示を受ける者は、当該書面の交付に要する費用を負担しなければならない。

(審議会)

第10条 法第30条の40第1項の本人確認情報の保護に関する審議会は、岩手県情報公開・個人情報保護等審査会とする。

以外の執行機関への提供(法第30条の15第2項第2号に掲げる場合における提供に限る。)は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

(提供及び利用の状況の公表)

第8条 知事は、毎年度、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報及び法第30条の41第4項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードを除く。)の提供及び利用の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(費用負担)

第9条 法第30条の32第2項(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の書面による本人確認情報等の開示を受ける者は、当該書面の交付に要する費用を負担しなければならない。

(審議会)

第10条 法第30条の40第1項(法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。)の本人確認情報等の保護に関する審議会は、岩手県情報公開・個人情報保護等審査会とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。